

<障がい学生支援>

本学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」に即して、障がいのある学生が学生生活をおくる際に適切な支援が受けられるよう、障がい学生サポート窓口を設置し、関係部署と連携を密にして修学支援等を全学的に取り組みます。

基本方針

1. 個別の意思・選択を尊重する。
2. 修学機会の保障に努める。
3. 支援の内容・方法等については、学生本人と合意を図りながら検討し、支援の改善を継続して見直す。
4. 自立に向けた修学支援に留意する。
5. 共に育ち共に学ぶ環境づくりを推進する。

合理的配慮申請から実施までの流れ

障がいのある学生の支援については、障がい学生サポート窓口(学生相談室内)が受け付けています。

直接来室、メールでの申し込み(メールアドレス:soudan@occ.ac.jp)も可能です。

受付後は、「状況の確認」→「配慮内容の検討」→「配慮依頼書を提出」→「関係者会議」→「配慮内容の決定」→「配慮実施」→「状況の確認」となります。

また、支援スタッフの募集・登録を行っています。障がい学生支援(一部有償)に関心のある場合は、学生相談室で説明を受け手続きをすることができます。